

令和 3 年 3 月 10 日
新型コロナウイルス
ワクチン接種推進室

新型コロナウイルスワクチン接種体制の検討状況について

1 概要

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、安全性、有効性の確認を最優先に、国が、全ての国民に提供できる数量の確保を図ることとしており、ワクチンが薬事承認された際には、速やかに接種を実施できるよう、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 75 号）が 12 月 9 日に公布・施行された。

予防接種の実施体制は、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、区市町村において予防接種を実施することとなっている。

区市町村の役割として、医療機関との委託契約・接種費用の支払い、住民への接種勧奨・個別通知、接種手続き等に関する一般相談対応、健康被害救済の申請受付・給付、集団的な接種を行う場合の会場確保等が求められている。

2 対象者

接種する日に 16 歳以上で、接種を希望する者は、原則、居住地において接種を受けられ、接種を受ける日に住民基本台帳に記録されている者を対象として行う。

また、接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市町村長が認める者についても、当該者の同意を得た上で、接種を実施することができる。

※長期入院、長期入所している等のやむを得ない事情による場合は、住民票所在地以外で接種を受けることができる。

【参考】接種を受けることができない方

- ・明らかに発熱している方（※1）
- ・重い急性疾患にかかっている方
- ・ワクチンの成分に対し重度の過敏症（※2）の既往歴のある方
- ・上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある方

※1：通常 37.5℃以上を指す。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではない。

※2：アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。

3 接種順位

(1) 医療従事者等	新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。）
(2) 高齢者	令和3年度中に65歳以上に達する方 ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を、細分化する可能性がある。
(3) 基礎疾患を有する者	1. 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院／入院している方 ・慢性の呼吸器の病気 ・慢性の心臓病（高血圧を含む。） ・慢性の腎臓病 ・慢性の肝臓病（ただし、脂肪肝や慢性肝炎を除く。） ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。） ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ・染色体異常 ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ・睡眠時無呼吸症候群 2. 基準（BMI30以上）を満たす肥満の方

(4) 高齢者施設等の従事者	高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等）において、利用者に直接接する職員
(5) 60～64歳の者	ワクチンの供給量によっては、基礎疾患を有する者と同じ時期に接種を行う。
(6) その他	ワクチンの供給量等を踏まえ、順次接種 ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を、細分化する可能性がある。

※関係の審議会等における検討や、今後の科学的知見により、見直されることがある。

4 新型コロナウイルスワクチンの概要

新型コロナウイルスワクチンの特性（現時点での想定）			
	ファイザー社	アストラゼネカ社	武田／モデルナ社
接種回数	2回(21日間隔)	2回(28日間隔)	2回(28日間隔)
保管温度	-75°C±15°C	2～8°C	-20°C±5°C
1バイアルの単位	一般的な針シリンジを用いると 5回分/バイアル	10回分/バイアル	10回分/バイアル
最小流通単位 (一度に接種会場に配送される最小の数量)	195バイアル (一般的な針シリンジを用いると 975回接種分)	10バイアル(100回接種分) ※供給当初300万バイアル分 2バイアル(20回接種分) ※残り900万バイアル分	10バイアル (100回接種分)
バイアル開封後の保存条件 (温度、保存可能な期間)	(冷蔵庫で解凍する場合は、解凍及び希釈を5日以内に行う) (室温で解凍する場合は、解凍及び希釈を2時間以内に行う) 希釈後、室温で6時間	(一度針をさしたもので以降) 室温で6時間 2～8°Cで48時間 希釈不要	(一度針をさしたもので以降) 2～25°Cで6時間(解凍後の再凍結は不可) 希釈不要
備考	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関では、ドライアイス又は超低温冷凍庫で保管 ※医療機関でのドライアイス保管は10日程度が限度 →10日で975回の接種が必要 ※最大5日間追加での冷蔵保管可(2～8°C) 		<ul style="list-style-type: none"> 医療機関では、冷凍庫で保管(-20°C±5°C)

※アストラゼネカ社、武田/モデルナ社については、薬事承認前であり、全て予定の情報です。

5 接種会場等（案）

ファイザー社製ワクチンの接種を想定した会場体制は以下の通り。

集団接種と個別接種により1週間あたり30,000回の接種体制を構築する。

今後、他社ワクチンの流通状況に応じて会場体制の見直しを行う。

(1) 区内スポーツ施設 大体育室（集団接種を想定）

- ・スポーツ会館 (1週あたり4,000回接種)
- ・深川スポーツセンター (1週あたり4,000回接種)
- ・有明スポーツセンター (1週あたり3,600回接種)
- ・東砂スポーツセンター (1週あたり2,400回接種)
- ・亀戸スポーツセンター (1週あたり2,400回接種)
- ・深川北スポーツセンター (1週あたり1,800回接種)

(2) 区内医療機関（個別接種を想定）

- ・150医療機関 (1週あたり12,000回接種)

(3) 高齢者施設

入所者の平時の定期接種等の接種場所を踏まえ、接種場所の調整を行う。

施設種別	接種体制（例）
介護老人福祉施設	当該施設の嘱託医による施設内接種
介護老人保健施設	当該施設の協力医療機関による施設内接種
有料老人ホーム等	当該施設のかかりつけ往診医による施設内接種

※嘱託医等による接種が困難な場合は、区による巡回接種の実施を検討

※施設従事者については、施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、従事者が同時に接種を受けた場合でも入所者の健康観察が可能であること等の要件を満たす場合は、入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことができる。その際はワクチン流通単位の観点からの効率性に留意する。

6 集団接種会場における医療従事者の確保（案）

江東区医師会及び民間事業者に委託

7 現在判明している江東区へのワクチン配分量

4月19日の週：2箱（＝約1,000人×2回接種分）

8 接種対象者想定数

16歳以上の区民約45万5千人の8割（約36万4千人）が接種すると想定

36万4千人 × 2回接種 = 【必要接種回数 <u>72万8千回</u> 】

※ ワクチンは2回の接種が必要

※ 65歳以上の人口は約11万3千人

9 接種管理体制（案）

(1) 予約管理

Web予約及びコールセンターによる電話予約

※医療機関による予約は別途調整

(2) 個別通知

対象者に接種券（クーポン）を個別送付

10 区民相談体制

区設置：江東区新型コロナワクチン接種コールセンター

3月1日開始<0570-011-008>8:30～17:30（月～金、祝日除く）

国設置：厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

2月15日開始<0120-761770>9:00～21:00（土・日、祝日も実施）

都設置：東京都新型コロナウイルスワクチン相談センター

3月1日開始 < ※ > 24時間対応（土・日、祝日を含む毎日）

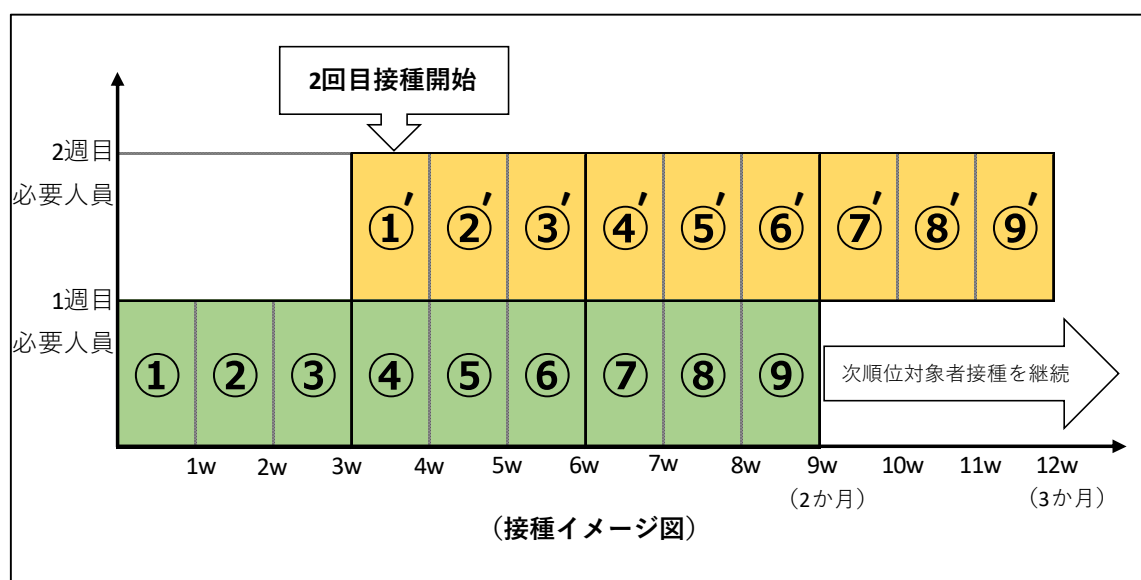
※ 電話番号について、当面は3月から始まる予定の医療従事者等（優先接種）を対象に周知。高齢者への優先接種が開始される4月以降に電話番号を公開

1.1 区民周知（案）

- ・ こうとう区報
3月1日号 : コールセンター立ち上げ
3月11日特集号 : 接種体制等
3月21日号 : ワクチン詐欺等注意喚起等
- ・ 江東区ホームページ
- ・ ツイッター、フェイスブック
- ・ ケーブルテレビ「こうとうワイドスクエア」
- ・ 区政情報番組「ラジオこうとう」

1.2 接種イメージ

ファイザー社製ワクチンは、21日間隔で2回接種する必要があることから、3週間単位で予約を管理



※高齢者 11.3 万人に対し 3 か月以内に接種終了。

1 3 救済制度

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が、極めて稀であるものの避けることができないことから、救済制度が設けられている。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じて、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられる。

新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができる。